

# 公益財団法人那須塩原市農業公社評議員の報酬に関する規程

平成 24 年 10 月 1 日

訓令第 4 号

## (目的)

第 1 条 この訓令は、公益財団法人那須塩原市農業公社定款第 13 条の規定に基づき評議員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

## (報酬の額)

第 2 条 評議員の報酬は日額とし、この法人の評議員会へ出席した時は、その都度、支給することとし、その額は那須塩原市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年那須塩原市条例第 44 号）別表に規定する「その他の非常勤特別職の職員」の額に相当する額とする。

2 前項の報酬は、公社の評議員が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 1 項に規定する常勤の職員、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 30 条第 1 項に規定する役員、那須野農業協同組規約第 21 条に規定する常勤の職員又は公益財団法人栃木県農業振興公社の常勤の役職員が評議員を兼ねるとき及び本人から辞退の申し出があった場合には、支給しない。

## (報酬の支給方法)

第 3 条 評議員の報酬は、評議員会への出席した際に、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が希望した場合は本人名義の金融口座に振り込む方法により支払うことができるものとする。

## (訓令の改廃)

第 4 条 この訓令の改廃は、評議員会の決議により行う。

## (補則)

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、公益財団法人那須塩原市農業公社の設立の登記の日から施行する。

## 附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。